

少年法「改正」に関する声明

2019年11月10日

日本社会臨床学会第XIV期運営委員会

私たち、日本社会臨床学会は、「社会・文化の中の「臨床」という営みを点検・考察し、さらにそのあり方を模索することを目的」として、「いまの時代を生きる人間の悩みや想い、その背後にある社会の矛盾や問題を、さまざまな領域や立場の人々が共に自由に考え合える場」（学会会則第3条）を作り出すことを目指して活動を続けています。

司法臨床、司法福祉と呼ばれている場に法律違反をした未成年者をめぐる少年法による手続があります。

現在、少年法の適用年齢を現在の20歳未満から18歳未満に引き下げることについて、法制審議会「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」において議論されています。わが国の少年法制は、全件を家庭裁判所に送致して、家庭裁判所調査官、少年鑑別所による調査を踏まえて処遇を決定し、その後少年院、児童自立支援施設及び児童養護施設への送致や保護観察等の保護処分、あるいは保護処分を行わない場合でも様々な教育的・福祉的働きかけを行い、少年の立ち直りを支援し、再非行・再犯を防止するという点で、現行制度が優れていることは多くの識者が認めているところです。

もちろん不十分な点もない訳ではありませんが、近年少年犯罪の数（少年人口に対する発生率も）が確実に減少しつつあること、諸外国と比較しても少年の犯罪率、凶悪事案の発生率が低いことなどは、わが国の少年法に基づくこれらのシステムが一定の成果を上げていることにほかなりません。

その対象となる者の背景として、虐待、不適切な養育及び精神障害・精神科疾患の問題を抱えている場合も多く、18歳、19歳になっただけで問題が解決するというわけではありません。問題を残している者を専門的な対応が行われている司法臨床・司法福祉の場から引き離して、成人同様の刑事司法を適用することには、本学会は強い懸念を持たざるを得ません。

従って、本学会は、少年法適用年齢引下げについて再検討を強く求めます。